

県発注工事における被災者等の雇用対策について

平成 23 年 5 月 27 日

東日本大震災による被災者、避難者又は失職者（以下、「被災者等」とする。）の就業機会を確保していくため、県発注工事においても建設業による被災者等の雇用確保対策に取り組んでいく。

1 被災者雇用の実績に応じた工事成績評定点の付与

(1) 評価基準

- 被災者等を当該工事現場の作業員（労務費調査の対象となる 51 職種）とし、10 日以上の日数を雇用した場合、実績として取り扱う。なお、雇用については元請・下請を問わないものとする。また、臨時雇用も問わない。

《雇用人数による評価点数》

従来の評定点合計に被災者等の雇用人数に応じた点数を加点する。

- ・ 1 名の場合 1 点
- ・ 2 名の場合 2 点
- ・ 3 名の場合 3 点
- ・ 4 名の場合 4 点
- ・ 5 名以上は 5 点 とする。

(2) 履行確認

建設業退職金共済制度による共済手帳により確認。

(3) 適用

平成 23 年 6 月 1 日以降に竣工検査を実施する工事から適用する。

2 総合評価方式における被災者等の雇用実績の評価

(1) 評価基準

- 地域貢献に関する評価項目（選択項目）のうち、雇用に関する既存の評価項目（①「新卒・離職者の雇用実績」、②「雇用の維持確保」）の評価対象を拡大し、下記により評価する。

《①新卒・離職者の雇用実績 配点：最大 2.5 点》

「新卒・離職者の雇用実績」については、従前の評価基準に加え、被災者等を雇用した企業について評価の対象とする。

現 行	既存の評価基準	
	新卒者、離職者の雇用実績	
	1名雇用	2名以上雇用
	1.5点	2.5点
拡 大	既存の評価基準	今回追加の評価基準
	新卒者、離職者の雇用実績	被災者等の雇用実績※
	1名雇用	2名以上雇用
	1.5点	2.5点

※ 被災者等を平成 23 年 3 月 11 日以降に正規雇用し、当該入札の開札日において継続して雇用している場合に評価の対象とする。

《②雇用の維持確保 配点：最大 2.5 点》

「雇用の維持確保」については、従前の評価基準に加え、被災者等を雇用している企業又は被災、避難した企業と下請契約を行う場合について評価の対象とする。

現 行	既存の評価基準	
	従業員数による評価	
	1年前と同数	1年前より増加
	1.5点	2.5点
拡 大	既存の評価基準	今回追加の評価基準
	従業員数による評価	被災者等の雇用の維持確保
	1年前と同数	1年前より増加
	1.5点	2.5点

(2)適用

平成 23 年 6 月 1 日以降、入札公告を行う工事から適用する。

3 問い合わせ先

(1)工事成績評定に関するお問い合わせ

農林水産部農林技術課 電話 024-521-7400

土木部技術管理課 電話 024-521-7460

(2)総合評価方式に関するお問い合わせ

総務部入札監理課 電話 024-521-7899